

神奈川県立鶴見高等学校創立80周年事業実行委員会 会則

(名称)

第1条 本委員会は、神奈川県立鶴見高等学校創立80周年事業実行委員会（以下「本会」という）と称し、事務局を神奈川県立鶴見高等学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、神奈川県立鶴見高等学校（以下「本校」という）の創立80周年事業の推進を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 記念事業（記念式典、学校への記念品贈呈等）の実施
- (2) 記念誌の発行

(組織)

第3条 本会は、PTA役員、同窓会長及び学校職員をもって組織し、事業目的を完遂するために次の事務局と委員会を設置する。

(1) 事務局<学校運営グループ>

周年事業の企画立案、運営、調整に係る業務、会計に関する業務、PTA・同窓会との連携に係る業務、広報及び庶務全般、並びに記録などの業務

- (2) 記念事業委員会 記念式典の実施、及び学校への記念品贈呈に係る業務
- (3) 記念誌編纂委員会 記念誌の資料収集・編集・発行に関する業務

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。任期は1年とし、再任は妨げない。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名

(役員を選出)

第5条 委員長、副委員長は、実行委員会で選出する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは互選により選出された者がその職務を代行する。

(会議)

第8条 会議は、実行委員会、各委員会とし、実行委員会は実行委員長が招集し、各委員

会はそのそれぞれの委員会の長が招集する。

- 2 実行委員会の議長は実行委員会委員長とし、各委員会の議長は各委員会の委員長とする。
- 3 実行委員会は、会則、役員を選出、予算、決算、事業計画等の本会活動の基本的事項を審議し、決定する。

(議決)

第9条 会議の議決は、出席者の過半数を以て決定する。

- 2 軽易な事項については、委員長が専決処分することができる。

(経費)

第10条 本会の目的を遂行するために要する経費の財源は次による。

- (1) PTA会費のうち周年事業積立金
- (2) 同窓会費
- (3) その他

(会計)

第11条 本会の会計は、令和2年12月19日に始まり令和4年3月31日を以て終わる。

(その他)

第12条 この会則に定めるものの他、本会の事業の実施に関して必要な事項は、別途審議するものとする。

附則

- 1 この会則は令和2年12月19日から施行する。
- 2 本会は記念事業の完了を以て解散する。